

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成23年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成23年10月20日

9時01分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第54号	平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号) ……………	191
日程第2	議案第55号	平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算 (第2号) ……………	218
日程第3	議案第56号	平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第 2号) ……………	220
日程第4	議案第57号	平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号) ……………	221
日程第5	陳情受理番号23年2	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関す る国への意見書の提出を求める陳情書(総務常任 委員会審査報告) ……………	223
日程第6	陳情受理番号23年3	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関す る国への意見書の提出を求める陳情書(総務常任 委員会審査報告) ……………	223
日程第7	請願、陳情の委員会付託について……………		224
日程第8	委員会所管事務調査継続調査要求……………		225
日程第9	意見書第1号	漁業用軽油にかかる軽油引取税の減免措置に関する意見 書(案)について……………	225
日程第10	議員派遣について……………		226
(以下、日程追加)			
日程第11	発議第3号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例……………	227
日程第12	陳情受理番号23年4	那智勝浦町立温泉病院移転に関する陳情(新病院 建設調査特別委員会陳情継続審査要求) ……………	234
日程第13	議員報酬等に関する調査特別委員会継続審査要求……………		234

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 曦 夫
5 番	曾 根 和 仁	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
9 番	田 中 植	10 番	山 縣 弘 明
11 番	中 岩 和 子	12 番	引 地 稔 治

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町	長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長		笠 松 昭 紀	消 防 長	小 脇 邦 雄
参 事 (総務課長)		潮 崎 有 功	総務課新病院 建設推進室長	西 田 秀 也
会 計 管 理 者		宮 本 洋 和	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長		濱 口 博 之	住 民 課 長	寺 本 資 久
福 祉 課 長		福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	瀧 本 雄 之
建 設 課 長		塩 地 勇 夫	水 道 課 長	上 地 清 曦
教 育 次 長		小 玉 常 夫	総務課企画員	畑 中 卓 也

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	藪 本 活 英
事務局副主査	加味根 涼
事務局副主査	脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第54号 平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）

○議長（森本昇夫君） 日程第1、議案第54号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おはようございます。

それでは、議案第54号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億7,381万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,736万2,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10地方交付税から款21町債まで、歳入合計欄で補正前の額73億6,354万9,000円、補正額14億7,381万3,000円、計88億3,736万2,000円となります。

3ページです。

歳出ですが、款2の総務費から次のページ、款10災害復旧費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄中、現年補助災害復旧事業から災害対策債まで補正前の限度額10億5,730万円に2億6,960万円を増額し、補正後の限度額を13億2,690万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括の歳入及び7ページの歳出について、それぞれ14億7,381万3,000円の増額を行ってございます。

7ページの補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で5億8,165万円、地方債で2億6,960万円、一般財源が6億2,256万3,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、款10地方交付税の目1地方交付税は2億300万5,000円を増額し、計は28億7,823万6,000円となります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金のうち、節区分6災害救助費国庫負担金7,000万円につきましては、災害救助法に基づく国2分の1の負担金となっております。

9ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分7災害救助費県負担金3,500万円につきましても、国同様、災害救助法に基づく県4分の1の負担金となっております。

10ページをお願いします。

項2県補助金、目1の総務費補助金、節区分3緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金265万円につきましては、被災者支援対策事業事務補助として罹災証明の受け付けに2人、思い出の品修復作業に1人、緊急雇用補助金を活用しまして臨時職員の雇用をお願いするものです。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金3億円につきましては、財政調整基金の取り崩しでございます。

款19繰越金1億1,955万8,000円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

11ページです。

款21町債、目9災害復旧債、節1現年補助災害復旧事業債、説明欄記載の2つの災害復旧事業に対し1億620万円をお願いしております。節2現年単独災害復旧事業債、説明欄記載の3つの災害復旧事業に対し9,880万円をお願いしてございます。

目10災害対策債6,460万円につきましては、災害廃棄物処分事業に対しお願いするものです。

12ページをお願いいたします。

3、歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目4出張所費の20万円につきましては、台風12号によります浸水被害を受けました太田出張所に係るもので、畳及び床の修繕料をお願いするものです。

14ページをお願いします。

款3民生費、項3災害救助費、目1災害救助費で4億3,307万5,000円をお願いしてございます。この科目につきましては、災害支援室に関係しますので、概要説明につきまして私のほうで行いますけれども、質疑につきましては各担当課でお願いします。

節区分11需用費1,110万円のうち、説明欄、消耗品費530万円につきましては避難所開設による諸費及びドライアイス購入費が主なものとなっております。次の食糧費580万円につきましては避難所に避難している方の食糧費でございまして、炊き出しボランティアによる昼食サービスが10月10日まで、それと県の災害支援、朝食、夕食の支援が10月24日までとなっております。今後の見込みも含めまして予算計上をさせていただいております。

節区分13委託料130万円につきましては、台風12号被害により臨時避難所となりましたグリ

ーンピアに警備員1名の配置をお願いするものです。

節14使用料及賃借料167万5,000円につきましては、災害時に避難宿泊施設として提供いただきましたホテル浦島への宿泊施設借り上げ料となっております。

節15工事請負費2億400万円のうち、被災住宅応急修理工事費につきましては災害救助法に基づくもので、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、配線、トイレ等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとするもので、限度額52万円の200件分の予算となっております。被災住宅解体工事1億円につきましては、被災住宅解体工事補助金といたしまして半壊以上の住宅解体に対し50万円を限度とし補助するもので、200件分の予算となっております。

節20扶助費1億4,465万円のうち、説明欄、災害弔慰金1億750万円につきましては、那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金27名分でございます。次の災害見舞金3,715万円につきましては、那智勝浦町が実施します住家被害調査の結果、全壊、半壊、床上浸水となった世帯に対し支給するものでございます。

節区分21貸付金7,000万円につきましては、説明欄記載の災害援助資金で、貸付限度額は350万円となり、20名分の予算計上となっております。

款4衛生費、目8簡易水道費、節28繰出金3,620万円につきましては、説明欄記載の簡易水道事業費特別会計へ繰り出しするものです。

16ページをお願いします。

款7土木費、目2水道事業費、節28繰出金203万円につきましては、説明欄記載の下水道事業費特別会計へ繰り出しするものです。

17ページです。

款8消防費、目4水防費505万8,000円のうち、節3職員手当等244万9,000円につきましては、小匠ダムの関係でございます。台風12号、それと集中豪雨、台風15号による職員13名分の超過勤務手当及び小匠ダム出動手当の補正をお願いするものです。

節11需用費210万2,000円につきましては、小匠ダム余水吐きゲートの整備、テレメーター復旧費用をお願いするものでございます。

節18備品購入費50万7,000円につきましては、太田出張所自家発電機浸水による買いかえをお願いするものです。

目5災害対策費7,672万7,000円をお願いしております。節区分3職員手当等5,430万円につきましては、台風12号によります警報、注意報の待機、救助活動、避難所、ごみの集積場、家屋調査、災害支援室災害調査等の超過勤務の関係でございます。一般職員104名、延べにいたしまして1万1,504時間分の超過勤務手当をお願いするものでございます。

節7貸金319万5,000円につきましては、歳入でも御説明させていただきました緊急雇用補助金を活用しました臨時職員3名の雇用をお願いするものです。

節12役務費、説明欄、通信運搬費1,033万6,000円につきましては、県からの紹介派遣によります熊野小型運送株式会社によるボランティアセンターに配置した車両によりまして土砂、瓦

れき等の運搬、延べ203台分、総務課配置車両によります物資運搬、仮設トイレ等の運搬、延べ65台分の費用となっております。

22ページをお願いします。

款10災害復旧費、項5その他公共施設・公用施設災害復旧費1,401万3,000円につきましては、台風12号被害による防災行政無線災害復旧工事といたしまして、粉白、長井、中ノ川、南大居の2カ所、庄地区の2カ所、下和田、二河及び高芝、八尺鏡野地区の延長スピーカー2カ所、それと天満中村、井関保育所周辺の12カ所を実施するものでございます。

23ページには補正予算の給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節7災害援護資金国庫負担金4,666万7,000円につきましては、災害救助法が適用された自然災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方に対する資金の貸し付けを行うための国の3分の2の負担金でございます。

9ページをお願いします。

款15県支出金、目2民生費負担金、節8災害弔慰金県負担金8,062万5,000円につきましては、災害により死亡された方の御遺族に対して災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき弔慰金を支給するための負担金でございます。

節9災害援護資金県負担金2,333万3,000円につきましては、8ページの災害援護資金国庫負担金と同様で、県の持ち分でございます。この負担金につきましては、町の持ち分はございません。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、補正額300万円につきましては、町社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営に係る人件費と補助金でございます。

目11福祉健康センター費、補正額36万5,000円につきましては、台風による浸水のためエレベーターの故障による修繕費及び機能回復センターのボイラーの修繕費でございます。

13ページをお願いします。

項2児童福祉費、節11需用費33万7,000円につきましては、南大居保育所の浸水のため、浄化槽ブローアの修繕、フロアの修繕費と広場の砂入れ等の費用でございます。

21ページをお願いします。

款10災害復旧費、項3厚生労働施設災害復旧費、節13委託料、補正額50万円につきましては、井関保育所の災害に伴い被害調査委託料をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

歳入の9ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、節3の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金3億2,337万5,000円につきましては、歳出の塵芥処理費6億4,675万円に対するもので、これは補助率は2分の1となっております。これにつきましては、残り8割が特別交付税、あと2割が今回災害対策債で歳入財源を求めています。

次に、歳出の15ページをお願いします。

款4の衛生費、目3環境衛生費、補正額は1,500万円で、節11需用費250万円は今回の災害により消毒に係る防疫用薬剤2種類と消石灰を購入したものでございます。

節12の650万円は浸水被害を受けたくみ取り便槽の一定量を収集し、それに対しては全額免除措置を行ったことにより業者への手数料でございます。10月12日時点では対象1,083件の収集を行っております。

次に、節13委託料600万円につきましては、家庭内のペットとして飼われておりました動物が今回の災害被災によりまして買い主が家屋から離れて避難所あるいは親類等への避難ということで飼育できなくなったことから、旧グリーンピア南紀の一角でペットレスキューが買い主から預かりまして管理を行っているもので、その保護所としての必要な消耗品あるいは昼間の監視等、警備といえますか、それに係る費用を最長来年の3月までということで6カ月間の委託料を見込んでおります。この保護動物が避難者等が戻られましてなくなり次第、契約は解除することになっております。また、このペットの医療費等に係るものにつきましては獣医師会とも協議を進めております。

項2の清掃費、目1塵芥処理費、補正額は6億4,675万円で、節12の役務費1億9,800万円、説明欄、通信運搬費105万円につきましては、今回の災害の廃棄物を臨時便として田辺の資源開発へ金属類の搬出を行った運搬料でございます。手数料の1億9,695万円につきましては、現在クリーンセンターで焼却残渣の処理と、それと金属類の搬出に係る業務を行っている2業者がでございます。今回の災害ごみの搬出に係る分を手数料として見込んでおります。また、仮置き場となりました旧太田中とそれから区が管理のもとで仮置き場としました二河のその2つの仮置き場から受け入れを引き受けていただきました和歌山市及び白浜町への処分手数料を見込んだものでございます。

節13委託料は4億2,175万円で、説明欄、災害廃棄物収集運搬委託2億円、その下の災害廃棄物処分のほうの委託料2億円につきましては、これは町からの応援要請によりまして県が大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に基づきまして協定を結んでおりました、支援要請を受けました社団法人和歌山県産業廃棄物協会から廃棄物処理についての支援を受けておりました、現在のところ会員として13業者による収集及び処分を行ってまいります。それに対する委託料を見込んだものでございます。集積場につきましては、町の管理のもとでは3カ所と区が管理していただくということで6カ所、合わせて9カ所ございました。現在は残すところ、あと4カ所となっております。また、協会によりましてその業者が現在那智

谷筋へ直接入りまして所要のごみの収集にも当たっております。今後進捗する状況を見守る中で、また区域内の流木等の撤去も現在も進められておりますが、業者のほうも入っていききたいと、このように予定しております。既にまた宇久井の旧フェリー港をお借りしまして那智漁港奥に集積されておりました流木等の処理を宇久井フェリー港のほうで進めているところでございます。また、今回被害を受けました、特に那智谷筋を初めとした区長さんあるいは役員、住民の方には地域の復興に尽力いただいております。報告させていただきます。

次のごみ焼却施設運転管理業務委託2,055万円につきましては、今回の災害によりましてクリーンセンターに搬入しました大量のごみの処理に当たりまして、通常2炉、各8時間運転しているところですが、今回のごみの量によりまして各16時間運転に切りかえたことによります運転時間延長分と、それとごみクレーン本体部分の故障発生等による取りかえ、それに係る重機等も借り上げたものを含めまして2カ月分を見込みまして計上させていただいております。

次の災害廃棄物集積場積み込み等の作業委託120万円につきましては、旧太田中におけます重機の借り上げ、あるいはオペレーター等を含む積み上げ作業を行っていただいておりますが、それに係る委託料を計上したものでございます。

節14使用料及賃借料2,700万円につきましては、説明欄、重機借り上げ料で、宇久井旧フェリー港で行っております流木等の処理をするための破碎機つき重機の借り上げ料でございます。これは流木等の量にもよりますが、最長6カ月を見込んだものにより計上させていただいております。

住民課の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課の御説明申し上げます。

歳出、16ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目4畜産団地管理費、補正額55万5,000円。節11需用費55万5,000円になっております。これは畜産団地がこのさきの台風12号におきましてテントが破損しておりますのを、その修繕料になっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、補正額770万7,000円。節15工事請負費770万7,000円。これ林道施設災害復旧工事でございます。これにつきましては激甚災害指定に乗っかっていかない該当しない部分の工事についてでございます。

次に、目3林道施設災害復旧費、補正額100万円。節13委託料100万円。測量設計業務委託となっております。これは激甚災害指定に乗せていくための測量設計業務委託であります。

続きまして、目4農地農業施設災害復旧費、補正額5,018万2,000円。節13委託料5,000万円、測量設計業務委託となっております。これも激甚災害指定に乗せていくための費用でございます。

ここで農地等の災害状況を、調査段階10月6日でございますが、御報告させていただきます。

す。

これはあくまでも田畑の筆数になります。農地のうち、田んぼのほうが畦畔が59、それから田んぼの流出が394筆、そして田んぼへの諸物の流入が1,356筆、畑につきましては畦畔59カ所、それから土砂等の流入が13筆になっております。それと、農業用施設につきましては、ため池等が10カ所、頭首工が26カ所、水路が235カ所、用水池が5カ所、道路が28カ所、農地保全が2カ所と計306カ所で、農地それから農業用施設合わせまして2,187カ所となっております。その災害認定用の委託料になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について御説明させていただきます。

21ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

款10災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、節15工事請負費5,577万5,000円は、備考欄記載の土木施設災害復旧工事であります。今回の9月2日から4日の台風12号、集中豪雨により被災しました道路、河川災害の土砂等の撤去の応急復旧に係る費用でございます。

目2公共土木施設災害復旧費、節13委託料7,000万円は、備考欄記載の測量設計業務委託であります。今回の台風により被災しました道路災害31件、河川災害20件、合計51件に係る測量設計費であります。

目3公営住宅災害復旧費、節15工事請負費3,500万円は、備考欄記載の公営住宅災害復旧工事であります。今回の台風により被災しました那智、川関、市野々団地の35戸の復旧に係る費用であります。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 消防関係について御説明いたします。

17ページをお願いします。

款8消防費、目1常備消防費、補正額413万2,000円につきましては、節3職員手当363万2,000円。これは台風12号に係る消防活動費等です。救助、救出等を含んでおります。

節11需用費、修繕料50万円につきましては、妙法無線局の施設修繕料でございます。

続きまして、目2非常備消防費、補正額608万2,000円につきましては、節1報酬548万円。これは台風12号に係る消防団員の活動費です。

需用費60万2,000円は、台風12号の水害による第4分団の屯所の畳がえ及び捜索活動中の消防艇「はくりゅう」が漂流物にてスクリューを破損したもので、その修繕費です。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 11 需用費 21 万 3,000 円については、台風 12 号により教育センターが床上浸水したため、泥で汚れた教育長室等のカーペットの張りかえとつかつて壊れた浄化槽のブロアーの修理費でございます。

節 12 役務費 9 万円は、水没した公用車の購入に伴う自動車登録手数料 5 万 8,000 円と自賠責保険料 3 万 2,000 円であります。

節 18 備品購入費 180 万円は、増水により教育委員会の公用車が水没し使用不能なため、買いかえるものであります。

節 27 公課費 4 万 5,000 円は、公用車購入に係る自動車重量税であります。

目 3 教育諸費、節 7 賃金 54 万円については、今回の台風で被災した児童・生徒及び保護者や教職員の心のケアを進めるため、スクールソーシャルワーカーを雇用するための費用であります。

次のページ、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 11 需用費 167 万 2,000 円のうち、消耗品費 102 万 8,000 円は水害により使用できなくなった市野々小学校の給食用食器等消耗器材の購入費 44 万 8,000 円と教師用の教科書、指導書が 58 万円であります。

修繕料 64 万 4,000 円は、勝浦小学校校舎の一部を間借りしている市野々小学校の修繕料で、教室の間仕切りカーテン設置や職員室の電源設置等工事費であります。

節 13 委託料の通学輸送委託 131 万 9,000 円は、町マイクロバスにより市野々小学校の児童を勝浦小学校まで移送するための運行委託費と勝浦小学校のスクールバスを利用して避難所であるグリーンピアまで児童を送迎するための追加費用であります。

節 18 備品購入費 194 万 6,000 円は、洪水により被害を受けた市野々小学校職員室の事務机やいす、そして教師用のパソコンを購入するための費用であります。

目 2 教育振興費、節 20 扶助費の就学援助費 74 万円については、町内の方より今回の台風で被災された児童・生徒に役立ててほしいと 100 万円の寄附があり、これを財源として被災で学用品などを失った児童に対して一律 1 万円を支給するものであります。

次に、項 3 中学校費、目 2 教育振興費、節 20 扶助費 26 万円は、小学校費と同じく、台風 12 号により学用品などを失った生徒に対して一律 1 万円を支給するものであります。

22 ページをお願いします。

款 10 災害復旧費、項 4 文教施設災害復旧費、目 1 公立学校施設災害復旧費、節 13 委託料 150 万円は、被災した市野々小学校校舎の修復のための設計委託料であります。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

12 番引地君。

○12 番（引地稔治君） 濟いません、まるっきりちょっとわからんもんでお聞きしたいんですけど、いろんな面で各箇所聞きたいんですけど、その中から何点かで参考に聞かせていただきます。

この 20 ページの林道災害、目 3、ほんで節 13、この激甚で設計測量委託。こういうのを激甚

指定されるということで、国からの補助率とかどれぐらいあるものか。これ、金額100万円です。うちの持ち出しはどれぐらいになるのか。

ほんで、ここのもう一つ下の13委託料のどこ、測量設計、これも5,000万円。これも2,187カ所でしたか、いろいろあって。それに係る測量費だと、調べる測量費だと思うんですけど、これも全部激甚ですので、結局この中のうちの真水で出す金額は幾らになるのかっていうこと、そういうことをお聞きします。

また、21ページ、町単独土木ですね、工事請負費。これも激甚だとお聞きしたんですが、5,577万5,000円ですか。これは復旧工事ですね。これも国からの補助はどれぐらいの金額になって、うちの持ち出しは幾らなんか。

その次の下の測量の設計業務委託に係る予算7,000万円ですか。これもそういうことをお聞きしたいと思います。

そして、市野々小学校、次のページ、22ページ、測量業務委託。市野々小学校って聞きましたが、これについてもどれぐらいのうちの負担の金額があるのか。

そして、済いません、もとに戻ってちょっと忘れ……。どこか、教育のところで三川小学校の教育委員会の床、フロアの張りかえ等とか、そういうことにも節11ですね、18ページです。これもどれぐらい町の持ち出し分があるのか、ほんで国からどれぐらいあるのか、そういうことをお聞きします。

ほんで、備品購入費、車1台。これは保険に入られていたのか、入られていなかったのか。よろしくお願ひします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、産業観光課のほうで20ページについての御質問ございました。

この中で激甚災害指定、この災害は受けておるわけですが、それにやみくもに補助金をいただけるわけではございませんので、被害の大きさ、それによる受益者人数等々で割り出した金額によって70%の補助率であり、90%、95という形になってまいります。そういう激甚の補助というのはそういう形になっておりますので、それでこれは激甚災害に認めてあげるよという、もらえるまでの測量設計ということになります。ですから、私どもの農業のほうにつきましては大体150メートル間隔でその間の筆数、水田等の被害の状況、畦畔壊れている、土砂流入している、そういうのを測量設計いたしまして、それで査定を12月に受けて、その結果激甚災害で、金額によっては90%になったり、80%になったりということでございます。ここの測量設計につきましては補助はおおむね2分1国庫補助、2分1が真水で測量設計をすることになっております。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係ですけど、21ページですか、5,575万円の工事請負費ですけど、これに関しては応急ということで道路、河川の、道路なんかは通行できないとこの撤去、河川に関しては流れのよくするというんか、そういうような、これはあくまで町単独で

す。補助にはかからない部分等です。

その次の測量に関しても、これは災害査定を受ける51件分に対しての測量でありまして、これも単独、市町村でやっていくものです。単独であります、あくまで。

その査定にかける、大体ですけど、今の試算で25億円ぐらい。その今言う激甚ですけど、その補助率に関しては今のとこまだわかりません。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今引地議員から質疑があったんですけど、この中に補正額の財源内訳というところを見ましたら、国県支出金は0になっているところあるんですね。だから、ここ見てもらったら、国県支出金は今回の予算に限っては0ですんで、聞いても0というて答えるんですね、今言うたように。ここらあたしをちょっと整理していただけますか。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君、ここに歳出のところ財源内訳と、こういうふうに表示しておるわけです。ですから、このことについて大体の財源がどこからどうやと、こういうことはおわかりかと思えますんで、そこを理解していただきたいと思えます。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、8ページのところに災害援護資金というのがございます。この災害援護資金は先ほどの御説明の中で家財等の貸し付けとかというふうのがございましたんで、このことについてももう少し詳しく御説明をお願いいたします。

次に、11ページの災害対策債、災害廃棄物処理事業ということなんですけど、これ片づけをするのにちょっとこれ詳しいことは私あれなんですけど、30日までとかというちょっと話を聞いております。これがとてもそんなもんで片づかないと思いますが、これ一体いつまで片づけ、災害廃棄物の処理事業がいつまでして排出できるのかをお尋ねをいたします。

それから、14ページの工事請負費のところに被災住宅応急修理工事というのがございます。先ほどトイレ等の応急修理ということで、200件分という御説明がございましたけど、これについてももう少し詳しく御説明をお願いいたします。

それと、同じく14ページのあれですけど、グリーンピアの食事が県から来るのが10月24日までということで先ほど御説明を受けたんですけど、あそこ台所がないんですね。そういうふうな今後食事、あそこへ住んでいらっしゃる方が食事をするのに、そういうふうな対応はどのようになっているのかをお聞きいたします。

それから、19ページの市野々小学校のことでございます。

今いろいろと市野々小学校についてはいろいろこういうふうにしてやってくださっておりますけど、子供たちや御父兄の不安は一体この先どういうふうな形になるんやろうかということがとても不安に思われているそうなんです。だから、大まかなこれからの流れというものを、こういうふうにして市野々小学校はいつぐらいまでにと計画というんか、そういうなのをちょっと御説明をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 災害援護資金の関係でございますが、これは災害救助法が適用された自然災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方に対する資金の貸し付けを行うものでございまして、貸付限度額、最高で350万円となっております。一応20名分を見込んでおりまして、ただし所得制限がございます。ほかに世帯主が1カ月以上の負傷をした場合は150万円が借りられると、そしてその上に家財の3分の1以上の損害した場合は150万円、そして住居の半壊した場合は170万円、住居の全壊した場合は250万円、住居の全体が滅失もしくは流出した場合は最高で350万円まで借りれるということで、いろんな条件によって150万円、250万円、270万円、350万円というような形で貸し付けされるようになっております。そして、現在の利率ですけれども、年3%の利率になっておりまして、据置期間が3年、そして償還期限が10年となっております。この貸付原資につきましては、先ほど申しましたように国が3分の2、県3分の1で、町の持ち分はございません。所得制限でございますが、市町村県民税における前年の総所得金額、世帯員1人の場合は220万円、2人の場合は430万円、3人の場合は620万円、それで4人の場合は730万円となっております。5人以上、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額で、ただしその世帯の住居を滅失した場合にあっては1,270万円とするような形になっております。1,270万円。

〔11番中岩和子君「所得が」と呼ぶ〕

はい。5人以上の場合、1人増すごとに730万円に30万円加えた額で、ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とするということになっております。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 11ページの災害対策債の関係でございます。

説明欄に災害廃棄物処理事業債ということで、今回の先ほど少し説明させていただきましたように、今回の災害廃棄物処理に関するものですが、一応廃棄物処理法では今回の規定されているものにつきましては災害におけるものは一般廃棄物として処理していくものですが、補助率につきまして国庫補助金のところでありましたように一応2分の1の補助率がございます。その残りの50%に対する8割、これが今のところ特別交付税ということでございます。そうすると、全体的であると10%が残ります。その分につきましては今回の災害対策債で計上させていただいたものでございます。

それともう一点、ごみの処理の関係でございます。

一応当初那智漁港と旧太田中学校のグラウンドに、町が管理ということで2カ所、集積場を設けて実施してスタートしました。ただ、ほかにも災害を受けた地域がございまして、区からの要望で最初1カ所、2カ所でしたが、最終的には6カ所、区の管理ということでやっていたいておりました。現在、先ほど言いましたように4カ所になっております。そして、最初は9月、やはり期限を設けるということで、短いとはわかっておりましたが、9月半ば、それから9月末、そして今度その2カ所は、旧太田が終了した関係もございまして、那智漁港と井関の旧ゴルフの練習場跡の2カ所につきましては10月17日までということで設定させていただき

ました。それが終了しまして、一昨日、18日からは今度もう那智漁港ということで一本ということで、11月末ということを設定させてもらっております。井関、那智谷地区がごみの関係、非常に多い関係がございましたが、やはり土砂の関係もございまして、今のところ井関のゴルフ場のほうにはもう那智漁港のほうに運び出すように進めておりまして、土砂のほうの集積ということを中心にしている関係で那智漁港を一本としております。11月30日というのもこれから、設定からでしたら50日近くあるんですが、状況を見る中で今後の対応をまた決めていきたいなどは思っております。瓦れき類について、特に流木等がまだ散乱といたしますか、区域内にある中で、やはり少し長期にかかるんかなと、また家屋の取り壊し等でやはりそういったものも長期にわたる部分もありますんで、また11月終盤になって、その時点で判断させていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 14ページの被災住宅応急修理の件ですけど、先ほど総務課長が説明しましたトイレとか浄化槽、流し台、ふろとかの応急修理にかかる費用であります。限度額が52万円ということで。これにつきましては、限度額は52万円です。はい。その手続にしましては、被災者が役場のほう、支援室があるんですけど、そちらのほうへ来ていただきまして修理というんか、その制度とかいろいろお聞きになって、うち、業者、町と業者との契約にできるようになっております。そこら辺はまたそちらで細かいいろんな話を伺えばわかると思います。また、町へ来ていただければよろしいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） グリーンピア南紀の避難者の食事の関係でございます。

先ほど申しあげました被災されてから炊き出しボランティアによる昼食のサービス、これが10月10日まで1カ月間実施をしていただきました。それが昼食です。県のほうからは朝と夕食、これは弁当なんですが、県の災害支援ということで10月24日まで県の支援をいただきました。それ以後につきましては炊き出しボランティアの方、サービスいただくのは別にして、3食こちらで負担が必要となります。そのための予算を今回お願いしております。積算見積もりですが、9月20日までは12万円、今後3食見込みまして560万円、合計580万円の予算をお願いしてございます。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 市野々小学校の再開という、それに対する質問でございます。

市野々小学校につきましては、被災後ボランティアの方、ほいて地域の方、保護者も含めてですが、ほいて学校の先生方の応援をいただいて、ただいま大変当初に比べたらきれいになっております。ほいてまた、今週土日にもボランティアの方とか地域の方が出てくださるそうで、大変ありがたく思っております。

ほいて、学校につきましては先月の26日から町のマイクロバスを利用して勝浦小学校の校舎の一部を間借りして授業を再開しております。先のことはわかりにくいんですが、当分の

間、3月31日というような形で授業を進めておられるわけなんです、実際のところ現実的にはもとのところで校舎を復興させて授業を再開するというのは、今のところ非常にちょっと見通しが立たないような状況でございます。やはり教育委員会としましても、子供の授業を保障するにはやはり安全・安心な環境がまず第一であろうと。それにはやっぱり周りの河川なり、それと支流の土砂の防止とか、いろんな面でやはりある程度の見通しが立たないと、教育委員会も、先校舎をもとに戻しても保護者の方が安心して子供を預けられるかということもありますんで、そこら辺はやっぱり県なりの工事の進捗状況を見ながら町とも相談し、当然国、県ともそうですが、対応していかなければならないと考えております。今の時点では来年とか再来年とかという、その数字的なものはちょっと控えさせていただきたいと思います。また先が見えてきましたら、この場で報告させていただきたいと思いますので、今回はそのような回答でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） ありがとうございます。避難所のグリーンピアの件でございますけど、これはずっともうグリーンピアが避難所になっている間3食が出るということでございますか。そういうことでございますか。はい。それでしたら安心ですけど、これだけの費用をかけられるんですから、その分でちょっとした台所でみんな食事をつくれるような、そういうふうなことは考えておられないのでしょうか。そこら辺もお尋ねしたいのです。

ほいで、それから市野々小学校についてですけど、勝浦小学校へ今行っているの、勝浦と統合されるんやないかというような御父兄の心配やら、いろいろございます。そういう中で、建物自体は今皆さん状況がおわかりやと思ってるんですけど、でもそういう中で市野々小学校はやっぱり市野々小学校としてあそこにあるということをはっきりと御父兄の方にも説明していただいて、その流れ等を御父兄の方に説明していただいたら、御父兄だけ、学校の校長先生には言っておられると思うんですけど、そこら辺をはっきり言っていただいたら、またいろんな対応の仕方もございますんで、その点もフォローをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） グリーンピアの関係でございます。

グリーンピアの施設、今回台風12号の被害による臨時避難所として3カ月間ということで現在避難していただいております。その関係もでございますので、特に厨房に予算をつけて改修をするという予定はございません。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 市野々小学校につきましては、先ほども言わせていただいたように、1年、2年の間隔ではちょっと復興は難しいかなとは思っております。ただ、町長が常々言われておりますように、統合はないと。絶対地元で、もとのとこで学校を復興さす、するんやということでもあります。教育委員会も当然それを目指して復興すると、統合、合併はしないという考えであります。

本日勝浦小学校で間借りしている市野々小学校が授業参観を行う予定となっております。その参観後に学校と保護者との話し合いが持たれるようで、その中でいろいろと意見が出ようかと思えます。それを校長、学校のほうへ取りまとめていただきたいと。それについては機会をとらまえて、教育委員会のほうからも回答すべき、できることはもう保護者のほうへ伝えたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） ありがとうございます。そのグリーンピアのほうは3カ月ということでございますけど、そうすると仮設住宅のことが計画されると思うんですけど、それは3カ月で仮設住宅ができるんでしょうかね。そこら辺のお尋ねいたします。

小学校のほうはどうぞフォローのほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 福祉健康センターの奥の運動場ですか、そこに20戸建設予定、もう整備もしてございますので、このグリーンピアの3カ月というまでには完成いたします。

それと、県の住宅課、またきょうは役場のほうへ見えまして、増設するかどうかという話もあるみたいですので、その辺仮設住宅利用者の意見踏まえながらまた相談することになるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森本昇夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 濟いません、4回目で申しわけございません。その仮設住宅20戸ということでございますけど、今グリーンピアへ入っていらっしゃる方が42世帯ですか、45世帯か入っていらっしゃると思うんですけど、それでアンケートをとって、ほいでその中で対応されるということでございますけど、その20戸で十分それに対応できるようになっているんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 仮設住宅のほかに、浦島さんの協力を得まして駿田の寮、その朝日の寮、それと一般の民間のアパートでも県からの補助というのが出ますので、それを含めて相談させていただいております。特に、仮設住宅につきましては、お年寄りの方は駿田の寮でしたら、2階、3階に上がるというのがちょっと不便を感じるころがあると思ひますので、仮設住宅についてはお年寄りの方を優先して入所をしていただきたいと考へてございませぬ。

○議長（森本昇夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 3点質問させていただきます。

14ページの節13の委託料、グリーンピアの警備委託ですけど、これ130万円、3カ月で130万円という額がちょっと高いのかなという気もしたんですけども、どんだけの期間で警備をお願い、契約したのかということと、同じページの節15の工事請負費の住宅の修理と解体の工事で

すけども、先ほどの建設課長の御説明ですと町指定の業者ということですが、かなり八反田の地区とかを見ますと、もう既に解体をしているおたくがありますので、多分個人的に業者をお願いして解体していると思いますので、そういう既に解体をやっているところないしは修理を行ったところも、さかのぼってこれは適用できるのかということですね。

もう一点、15ページの節13の委託料の災害廃棄物処分委託とその下のこれ2億円ずつで、ごみの処理費が非常に膨大になっているというのは本当に驚くところなんですけども、これ非常に大ざっぱな額なんですけど、かなり何ですかね、見込んで多目に見積もっているのか、かなり実際に積み上げてこれぐらいは確実に要するという感じでこの数字を出しているのかということと、これ国が半分補助してくれているということなんですけども、それでも金額が莫大で、東北のほうでも国と地元の自治体が押しつけ合いして、なかなか地元は全額国費というても聞いてもらえないような状況ですけども、これ何とか和歌山県にもある程度援助を求めるといようなことも要望してあるのか、なかなかこれは難しいのか、できたら県にも少しでも出していただいて、これを圧縮できないかと思っておりますけども、その点を御質問いたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） グリーンピアの警備の関係でございます。

先ほども申しあげましたグリーンピア、台風12号の被害の関係で臨時避難所として3カ月間という期限を切って避難していただいております。その関係で100名を超える方が避難されておりますけれども、避難者の安全確保ということで、その3カ月間、1日1万3,000円の90日分ということで予算、お願いしてございます。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） さかのぼってということであります。

今もう既にやっている方が多いと思われませんが、それはそれで対応していきたいと思っております。ただ、今指定というんか、できる限り町内の業者でお願いしたいというところがありますので、そういうふうにさせていただきたいと思っております。だから、終わった人はその領収書とか、まだ払ってなかったら請求書というんか、そこら辺をこちらへ持ってきてもらったらいいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 15ページの災害廃棄物処理のその委託料の関係でございます。

確かに災害廃棄物の処分で2億円と収集、運搬で2億円、大ざっぱな金額といえますか、あれなんですけど、はっきり言ってごみの総量は把握できません。特に、先ほど少し説明させていただきましたように、流木関係が全くどのぐらいこれから収集で出てくるんか、またその処理にどのぐらいかかるかというのもちょっと見込めない部分がございます。この処分委託の手前の役務費の中にも手数料でも現在うちの、先ほど言いましたようにクリーンセンターで入って処分に行っている分がございます。基本的にこの処分委託、収集委託につきましては協会と、県の災害協定を結んでおります関係する業者への分となります。ですから、ごみ総量がかかめない中で大ざっぱといえば大ざっぱですけど、はっきり言いまして総量がわから

ない中ででは、これがひょっとすればこれ以内で完全に済むか、あるいはそういった流木等の関係でどこまでその処理に当たるかということによって金額は変わってきますので、今後また補正ということも考えられるかもわかりません。

それと、補助金の関係でございますが、これは災害廃棄物の、先ほど言いましたように処理に関しましては今回国庫補助率が2分の1となっております。これは決まっております。そして、残りの50%の8割につきましては特別交付税措置ということになっております。ですから、これにつきましては全体でもう9割の措置がされるということになってます。あとの1割がこの15ページにあります地方債で6,160万円上がっております。ただ、これにつきましても現在歳出の補正額で補助金あるいは起債上げておりますけど、内容によっては補助対象外となるものもございますので、そのときの状況によってこの起債あるいは国庫補助も変わってくる要素はございます。今のところ、県の補助というのは今回はこれにはございません。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 1点お尋ねします。

18ページの教育費の事務局費なんですが、これ需用費で21万3,000円。これ、たしか浸水したんでじゅうたんの張りかえやという説明やったと思うんです。それと180万円、軽自動車1台の水へつけたんで買いかえをやるんだという説明だったと思うんです。私は三川小学校へ教育センターを持っていくのは水の関係でどうかなあというふうに自分でも感じてあったんですが、諸般の事情であそこしかないというふうな状況だったかなあというふうなことでありましたが、早速私が心配してあったことが現実に発生したと。こういう問題について、ついじゅうたんぬれたんでやりかえたたらええとか、軽自動車つかったんで、もう買いかえたらええんやとか、そういうことではなしに、こういう台風12号のような状況は今後、これも想定外というふうな言い方やなしに、今地球上の異変というふうなことがささやかれております。また、地球上はいろんな形で水害とか、被害が大きく発生して、ニュースで報道されております。

そういう中で、私は管内視察のときも教育委員会の事務室も見せていただいたんですが、1階にあるということについては、教育委員会の重要書類がやはり1階に置いてあるということについては、これもし近い将来来るであろう津波とか、また12号のような、ああいうふうな大雨があるというふうなときに、次張りかえたらええ、買いかえたらええという状況じゃなくして、どうしたらいいかということ、あの大きな何階建ての鉄筋の建物の中でどういうふうにすれば、より多少の浸水があっても対応できるかということも考えた中で対応していただかなければならないというふうに私は思うんですね。こういう点について、教育委員会としてはどういうふうに考えておられるか、ひとつお尋ねします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育センターにつきましては、8月6日にとりあえず今の元三川小学校の場所へ移転しました。その移転後、中の整理も整頓もできないような状況の中で今回の台

風12号による浸水を受けたわけでございます。とりあえず3,500万円ほど予算いただいた中で、まだ改修に全部執行する前にもうつかってしまったような状態で、実際に運動場とほいて事務室しか改修は行っておりません。そうした中でつかって、議員さん言われたように今回泥の含んだ水がつかった関係で非常にカーペットが臭いということで今回予算上げさせてもろうたわけですが、今後は当然議員さん言われたようにまた大きな台風、雨がある可能性もありますんで、重要な書類とか、将来的にはあそこですとっていくんでありますんで、事務室を2階へ上げるとか、そういうことも検討していかなければならないかと考えております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 今次長説明していただいたように、あれで、人もできれば、事務関係は上の階でやっていただいたほうがより書類とか、いろんな重要なもんについて安全も確保できる可能性があるんじゃないかなというふうに思いますんで、日常使用するのに2階とか3階とかということになると便利悪いのは確かに便利は悪いと思うんですけど、やはりこういうことを想定したときにぜひともそういうことも検討と課題にすべきだと思うんです。さらに、今回私も車を何台か水につけまして廃棄処分したわけなんですけど、教育委員会はまだ職員が帰ったら後管理者がおらないというふうな形になってしまうと思うんで、9時ぐらいまでは警備の方がおられるんかもわからんですけど、夜中に浸水があったときには車はまたつかるといことがあると思うんです。だから、車を高台に置くというのはなかなか難しいと思うんですけど、こういうことにも十分検討されて、これ町民の皆さんの血税で買いかえないかと。先ほど引地議員が保険へ入ってあったんかというようなこともちょっと言うておられたと思うんですけど、そういうことで町民の皆さんにお願いして買っていただくということですから、より一層そういう安全確保を検討していただきたいなというふうに思います。特に、三川小学校のとは川のそばであり、また海がすぐ近くにあるんで、そういう問題については十分神経を使っていたきたいなあとというふうに思います。よろしく。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育センターでございます。

公民館教室とか、そういうことで利用されている方も多々ありますんで、そういうことも含めて安全管理、安全については今後とも検討していきたいというふうに考えます。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） お願いいたします。

まず12ページ、歳出の民生費、社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金、こちらについてありますが、ボランティアセンターが閉所されたのが16日だったと記憶しております。ボラセンの閉所が早過ぎたのではという声も聞いておりますが、この16日に閉所されて以降の被災地でのさまざまな運営費用等もこの中に含まれているのかどうかという点をお尋ねいたします。

それから、14ページ、さきの議員からも質問がございました工事請負費についてであります。

この被災住宅応急修理工事と被災住宅解体工事、もう既にこの事業につきましては事務手続が終了している市もあるというふう聞いておりますが、これまでの被災者の皆様へのアナウンスについてはスピーディーに現在も行われているかどうかについて念のため確認いたしたいと思っております。

下のページ、環境衛生費の災害保護動物管理委託、グリーンピアでのペットレスキューというお話がございました。この600万円、記載されております根拠について確認をお願いしたいと思っております。

その下の塵芥処理費のごみ焼却施設運転管理業務委託2,055万円の項目についてももう一度、聞き漏らしましたのでお聞かせください。

ページめくりまして17ページ、災害対策費の役務費、通信運搬費、熊野小型にというお話だったと思っておりますが、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

21ページ、公営住宅災害復旧費の住宅復旧工事についてですが、この那智、川関、市野々の各住宅のうち、過去にも数回水害による被害、被災があったところもあると聞いております。施設の老朽化という問題もございまして、危機管理という観点で修理をしていくことがどうなのかという声もございまして、その点についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 社協のボランティアでございまして、10月16日をもって閉所をさせていただいているわけです。この補助金につきましては、16日までの概算要求でいただいたものでございまして、それ以降につきましては、社協のほうで通常業務の登録制度によって実施していくということでございまして、ボランティアにつきましては約8,000人の方にいろいろ、各色川地区から那智地区、太田地区、それぞれ活動していただきました。どうもありがとうございました。

そして、17日以降ですけれども、登録のボランティア活動ということで、あと団体ですけれども、絆という団体があるんですけれども、その絆という方とそしてもう一つの団体があるんですけれども、その2地区はずっとやっていただけたという話を聞いております。そして、登録ボランティアの対象者ですけれども、ニーズの減少に伴います、さらに町内での活動となるため、新宮市、東牟婁郡内の方の登録とさせていただくというふうに関社協のほうの役員会で決定させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 2点ございました。災害保護動物の管理委託ということで、その600万円としての根拠です。

現在あそこのペットレスキューとは委託契約を結んでおります。そのときに基本的には保護動物の預かり、あるいはまた管理、保護所の運営ということで内容がなっております。そのときの費用負担ということで、場所の提供とともに電気、水道あるいは物品に係る費用、あ

るいはまた昼間も含めての警備ということの費用が主なものでございます。当初あそこで開設するに当たりまして、簡単なゲージあるいはまたリードというんですか、それとか首輪も含めまして被災者から預かったものを管理していく中での消耗品関係すべてがでございます。当初に投資といいますか、そうしたものの費用もでございます。それから、やはり当初30頭を超える保護動物がございました関係で、やはりフード代もかなりかかってきます。当初医療費のほうももう既に見てもらっている分もございました関係で、やはり毎月10月以降は60万円ほどの費用がかかるというふうに見込んでおります。実質最終的には精算の中でどのようになるかわかりませんが、それだけ見込んだ中と、それと昼間のこれ毎日ですが、昼間管理というんですか、監視していただける人の臨時雇用分も含めて計上させていただいたものでございます。

それから、15ページのごみ焼却施設運転管理業務委託の2,055万円の項目でございますが、これにつきましては先ほど説明させていただきました、通常2炉を8時間運転していますが、今回の災害ごみの発生によりまして2炉を16時間運転に切りかえたことによる派遣職員といえますか、派遣技術員を含めました費用が主なものでございます。また、もちろんこれは16時間運転になりますと深夜にかかるものでございますので、やはり金額的なものもふえております。それと、先ほど少し触れましたクレーンの本体部分に故障も発生した関係から、これも一括しまして委託料の中で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） まず、14ページの災害救助費の関係です。

工事請負費、住宅応急修理と解体工事の関係の広報はどうなっているかということでございますが、現在罹災証明の発行してございます。罹災証明の中に大規模半壊、半壊の皆様へということで、被害者の生活再建支援制度について、土石流の流入等にやむを得ず解体する場合は全壊扱いとなる場合がありますので、解体を予定されている方は災害被災者支援対策室まで御相談くださいということ。また、改修につきましては台所、ふろ、トイレ等を補修された方、今後補修予定の方は役場で対応できる場合がありますので御相談くださいというチラシを罹災証明の中に入れてございます。

それと、17ページの12の役務費、通信運搬費の関係の詳細をということでございます。

これは和歌山市にあります熊野小型運送株式会社というところから県を通じて派遣をしていたでいます。軽自動車2台、それと2トン車2台、総務課に配置をいたしました軽自動車におきましては物資、仮設トイレ等を輸送いたしました。延べにして65台。それと、ボランティアセンターに配置をいたしました2トンドンプが2台。これにつきましては被災地の瓦れき等を輸送していただいております。延べにして203台分となっております。

この通信運搬費については以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 21ページの公営住宅の修理ですけど、今後危機管理についてということでございますが、これは全般的な話になってこようかと思っております。今言う那智団地、市

野々、川関団地にしてもほかの住宅もございます。これから那智川の復旧、河川改修、また那智団地については長谷川の砂防堰堤、今できてやっております。70%余りができてます。あれが完成すれば、かなりのあそこはよくなるんだと思うてます。地元の方は今長谷川の改修というのもちよつと言われておりますが、そこら辺の関係でうちも対応していきたいと思うてます。ただ、今どうこう、壊すとか、そういうのをするわけにもいかないので、修理して、とりあえず入ってもらおう。これから、今言う大雨とかというときは避難指示、勧告とかというのが出ようかと思ひます。そこら辺で対処していきたいと思ひております。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） まず、社協への補助金についてであります。絆ともう一団体というのは多分オンザロードさんだと思いますが、この絆やオンザロードさんの活動拠点というのが今後の大事なポイント、考えなければいけないポイントであろうかと思ひます。ニーズが減ってきたとはいえ、ボラセンのホームページによりますと、まだ1日50件以上のニーズがあるというふうに書かれておるところからも、その点当局が適切な指示、対応をすべき部分かなあと思われまふ。その点についてのお考え、私としては被災地のサテライトの運営費用までも考えていくべきではないかなと思ひますが、その点についてお聞かせください。

先ほど総務課長から御報告、御説明のありました工事請負費の部分ですが、その広報によりますと52万円という明示がどうもされていないようであります。住民の皆さんに御理解いただけるためのアナウンスというのは、何て言うかな、不安定な状況でありますので、周知徹底というのはなかなか難しいと思ひますが、これが、先ほど曾根議員からもお話がありましたけれども、フォローが非常に重要なポイントだと思ひます。アナウンス漏れのないように、その点どのような対応を今後していられるのかについてお尋ねいたします。

塵芥処理費の御説明、よくわかりました。気になっていたのが、16時間も毎日稼働し続けておられたということで、高炉の傷みぐあいとか、それからごみの分別がし切れていないことによる事故などが、以前何か、スプレー缶の破損事故というのがありましたが、今回そういうのが発生していないのかなという点が少し心配だったんですが、そのような御説明がなかったので安心していいのかなと思ひます。住民の皆さんが適切にごみの分別に、御協力いただいている住民の皆さんやボランティアの方々のお力のたまものかなと思われまふ。

災害対策費の熊野小型さんについてですが、この熊野小型さんを選択された業者選択の方法について、町内業者を選ばなかった理由などについてお聞かせください。

住宅については、民間の住宅ではなくって、何しろ公設の住宅でありますので、そこで建設、修理はとりあえず応急的にしなければいけないにしても、課長のお話もありましたが、全体的に今後考えていかなければいけないところかなあと思われまふ。とにかく公営の住宅でありますので、危機管理面でどうなのかということが問題になってくると思ひますので、その点御配慮、御検討をよろしくお願ひいたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 今後の費用等を考えていくべきではないかということですが、先

ほど今後のボランティア活動のもう関係なんですけども、ニーズ案件が少し残っている地域、特に市野々、井関、川関についてはボランティア活動団体であります絆さん、そしてオンザロードの2団体の継続での支援の協力をお願いしているということでございます。そして、先ほど言いました10月16日のボランティアのセンターの閉所の時点ですけども、残ニーズが15件となっております。そして、今後は登録ボランティア制度で町内の方を実施していくということでございますが、県外からも10人以上とか、団体で来られる場合はその区長さん方と相談してやってもらうという話にもなっております。今後のサテライト等の費用ですけども、一応町のほうで300万円補助ということでございますが、社協のほうの上部団体からも補助金が、機材費等の補助金もいただけるということで、これだけにさせていただいております。今のところ機材費については社協のほうでも大丈夫だという話を聞いておりますので、今後これだけの額にさせていただいております。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 工事請負費の関係でございます。

当町におきましては、災害支援室というのを立ち上げまして、窓口を一つにしてございます。被災状況によって何に何の補助金が該当するかということ、一つの窓口ですんで、今後その漏れのないように努めてまいりたいと考えてございます。

それと、運搬費の関係でございます。

先ほど申し忘れましたが、軽自動車2台、それと2トン車2台がございます。そのうち軽自動車1台と2トン車1台については現地調達しております。軽自動車1台、2トン車1台については和歌山市からの運行ということになってございます。ですから、4台中軽自動車、2トン車、2台につきましては現地調達ということで処理をしてございます。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 危機管理に関しては今後とも検討していきたいと思っております。

それと、ちょっと補足なんですけど、この3,500万円については施設ということで保険の適用があるかと思っております。それは今後また見ていただいた段階で保険が幾らか戻ってくると思っております。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） もう一度社会福祉協議会の関係でお尋ねいたします。

ニーズが残15というお話はなかなか理解しがたいです。そこら辺を、その情報が適切なのかどうかという確認はすべきだと思います。実際現地へ行かれると、色川のほうも含めてまだまだニーズは残っているように聞いております。その点、大事なことは、なかなか言いにくいからもう自分らでしやるんやよというお年寄りの方々も多くおられるということも聞いておりますので、大切なことはニーズの掘り起こしではないかなと思います。その点、現地の皆様、区長さんがそれぞれ中心となって一生懸命していただいておりますので、その方々との情報の共有を今後とも引き続き行っていただきたいなあと思います。

総務課長より御報告ありました件でもう一度確認なんですけど、先ほどお尋ねいたしました地

元業者を選択しなかった、現地調達というお話もありましたけども、熊野小型さんというのはその理由は何かあったのかなという点をもう一度念のためお伺いさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） そのボランティアの関係ですけども、当初口色川につきましては区でやりますということでなかなか入れなかったということがあります。今最近ではずっと口色川地区も集中して行っております。一応この15というのは、社協へ申し込みいただいた数字が、こんだけが残っているということでございます。今後も社協と連携とりまして、それぞれの地区のニーズに、要望にこたえていきたいと、社協のほうと今後話を詰めていきたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 運搬の関係でございます。

これは実は県のほうからの紹介というんでしょうか、ここどうでしょうかという紹介がございました。その関係で和歌山市のその熊野小型運送株式会社、現地から2台、そのあとの2台につきましては現地調達ということで処理をさせていただきました。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時47分 休憩

11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお聞きしたいと思うんですけど、今回の補正予算は14億7,000万円ですか、これは多分被害の一部ですね。ちょっと予算の質問についてから少し外れるような感じもするんですけど、これこれからもまたこんな補正予算が上がってくるんやと思うんですけど、まだまだ概要は未知数やと思うんですけど、大体の、大体100億円以上かかるんやとか、やっぱり財政的にもこれから考えていかなあかんことやと思うんですけど、それは被害の概要は全く出てないと思うんですけど、大体どのぐらいの額は要るんやろうなあということを想定されてあるんかということが一点と、この予算の中の数字は多分災害復旧費がほとんどなんですけど、災害復旧費の国庫補助率というのは、河川や海岸とか砂防とかというのはおおむね6割から8割って書かれてあるんですけど、ほかのは2分1とか、3分の2とか、農地の場合は8割程度とか書かれてあるんですけど、これ激甚指定されたら国庫補助率が上がるということなんですけど、今ここに書かれてある数字はただの災害復旧の国庫補助ということで、補助率が上がる激甚災害の数字ではないんかというのと、3点目はちょっとこれ外れるんですけど、激甚災害の指定をされているというのは激甚災害法ですか、の中に書かれている項目が幾つもあって、例えば公共土木施設災害復旧事業の中はとか、あと農林水産にかかわることとか、その中に1条、2条とか、十何条まで、25条ぐらいまであるんですか、その中の激甚災害指定受

けてある中の適用措置ですか、これは適用されます、これは適用されませんというような報告が出てあるんかというのと、4つ目なんですけど、ちょっと聞き漏らしたんですけど、各区の例えば溝掃除、そういう予算はこれどこから出ているのかなあというのと、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 被害総額ということでございますが、今被害の調査、まだ全部把握しているわけではございませんので、おおむね100億円ぐらいは要るであろうという話はしてございます。

それと、災害復旧、一般的であれば6割、8割ということなんですけど、激甚災害の指定を受けまして補助率というのがアップされるということを聞いてございます。その中でどれだけ上がるのか、うちが該当するのかというのはまだ調査中といたしますか、詳細にはつかんでございません。この激甚災害の指定、第何条にという、議員さんおっしゃいました、該当するかどうかというの、被災状況を確認して調査を進めないで、それに該当するかという、指定基準に該当するかということとはちょっと今のところ把握してございません。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 側溝掃除の金額はどこに含まれているかということなんですけど、ボランティアさんとかもしてくれてますし、うち、国土交通省から今ポンプ車、吸引のが来て、それらでもやってくれております。あと、どこの入っているかというときには、このうちの町単債、災害復旧費の中には、この中には一部入っております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 町単土木施設復旧費ですか、これ21ページですか、これの5,500万円というのはこの中に含まれてあるということですが、これはあれですか、災害協定のされている土木業者さんの費用ですか。

その辺とあと先ほど2番目に質問した、ここへ上がってある数字というのはまだ補助率が、これ今歳入の額で国県支出金が39%ぐらいいただいているんですけど、これはただの災害復旧補助率ですか、それとも激甚になったらこれ以上、国や県からの補助率が上がるということですかね。その辺、済いません。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 災害協定というんか、うちの町内の業者がほぼ入っております。

5,500万円、これは今言うように道路、河川の応急復旧ということで、ライフラインの関係があります。そこら辺が入っております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 20ページごらんいただきますと、私どもの観光産業課関係の災害の予算でございます。先ほども12番議員がございましたとおり、先ほど何号、何号のとも関係

するんですが、一番上の町単独農林水産、これは単独ということで、激甚災害のやっぱり基準いろいろありまして、最低40万円以上とか、いろいろ基準があるんです。単純に土砂搬出だけでは林道の場合はだめだとか、そういうことがあって、それに入らないものをここで工事請負700万円計上させていただいております。これは補助対象外でございます。

その次の100万円につきましては、これも林道のほうの激甚の査定、12月にあるんですが、この査定でオーケーもらわないと激甚認定受けない。それによって、その被害の金額によって、先ほどから議論がありますパーセンテージが決まってくるものであります。ですから、被害の大きい、金額が大きくて受益者が少ないと単価が大きくなるんで、それやったら率が上がると、そういう激甚の補助率になっているようであります。この100万円につきましても、ここで測量設計したやつが激甚指定されたら2分1、激甚のときでこれは2分の1出てきます。

その次の3番目の農地農業施設災害復旧費、その中の委託料5,000万円。これも激甚災害に認定いただくように測量設計するものでございます。それによって、それが激甚認定されますと、これも2分の1、この5,000万円のうち2分の1ですということ。農業については工事費等は一切ここに上がっておりませんので、現在の見込みでは農業のほうで25億円から30億円の間かかるのではないかというふうに見込んでおります。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これは激甚の補助の上がる前の予算のことということやと思うんですけど、どれだけがかかるかわからん状態で何が指定されるかわからんし、何が適用されるかわからん状態なんですけど、例えば細かいことなんですけど、先ほどドッグフード代も要るんやよってということもあったんですけど、災害というのは那智勝浦町の中の一部なんやと思うんですよね。ほいで、那智勝浦町の町民というのはいろいろ声も聞くんですけど、お金はよう出さんけど、あるもんやったらできるよっていう結構人が多いんですよ。この予算書に上がってきている金額というのは、何でもかんでも上げたらええよという形じゃなしに、例えば広報でドッグフード、今要るんやよってというような広報があれば、じゃあうちにあるよ、余ったのとかというのが出てくると思うんで、細かいことなんやと思うんですけど、ただ例にドッグフード上げさせていただいたんですけど、こういうことを呼びかけていけんもんなんですかね。

こういう、これからまだまだこんな補正予算が上がってくると思うんですけど、那智勝浦町の一部の人が被災を受けられたんやから、何かやったららっていう、そのほかの人というのがいっぱいおられるんやと思うんですよ。その辺をもっと工夫していただくこともできるんかなあというの、済いません、最後に。

それと、これもちょっとこの予算の関係から外れるかもわからんんですけど、例えば農地、瓦れきが、例えば車がうちの田んぼに入っているんやよ、これどんなにしてくれるんやろうの、役場の予算でやってくれるんかいのうというて言うようなおばあちゃんとかはすごう多いんですよ。どこまで町としてはこういうふうな予算立てされていくんか、大体で結構なんですけど、お答え願えますか。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 車とかというんか、田んぼに入ってる瓦れき、流木等についてはうち撤去するような方向で今進めております。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 農地等々というお話もございました。

今建設課長が申したとおり、瓦れき等はこちらでとっていくと。また、用水路等も原形復旧を目指して今コンサルに委託していきたいと思っております。ただ、水田等における土砂、土砂というたら水田用の土、これが市販されておるものではございませんので、そこまでできるかどうかはおいて、田んぼ等に入っている土砂の撤去、原形復旧といいましょうか、そこまでは町のほうで考えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、先ほどちょっとよう聞かなんだんですけど、流された田んぼとか畑の原形復旧とかというのはある程度の個人負担も要るとは思うんですけど、その辺、濟いませぬ。

それとあと、先ほどこういうような助けれる態勢の広報、3回目に聞いたやつなんですけど、これについてはどういうお考えなんか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 形のとどめないような田んぼ等のお話もございましたので、その件についてはまず河川の修復終わった後もとの形状に近いような形で、また今後利用しやすいような形を踏まえてその分の確保、原形復旧に近い形を行っていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今議員おっしゃられやるのは、原形復旧するに当たってボランティア等、いろいろなことで力をかしてくれる人も町内におるんじゃないかということかと思うんですけども、昔は地域地域でそういうことが、被害が起きれば地域の農業者、百姓されている方同士で石垣積みとか、いろいろなことを手伝い合いながら復旧してきたということもあります。小さな災害のときはですね。そういった意味では、そういう方が来てやっていただけるなら、地域地域でその辺のことは考慮してやっていただければいいんじゃないかなあとは思っています。そのときに、いろいろな資材の問題とかっていうことになれば、支援できるようなことがあれば行政のほうもそれに応じて考えてまいりたいと考えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、3点ほど、お尋ねになるかどうかわかりませんが、お尋ねしたいと思えます。町長のお考えも聞かせていただきたいと思えます。

14ページの扶助費、災害弔慰金と災害見舞金、このことについてもう少し詳しく御説明願いたいと思えます。

それと、教育費の事務局費214万8,000円が計上されております。これは教育センターが旧三川小学校へ移設したといえますか、あそこへ持っていった、そのとき私も高いとっから低いとこへ施設を持っていくというのはこれはいかがなもんかということでもって町長と大分議論し

たと思うんですよ。早速被害に遭って214万8,000円、費用が要ることになりましたね。これを踏まえて、町長はこのことについて反省なり、今後の行政運営に生かすおつもりがあるんか、そこらあたしをお聞きしたい。

そして、もう一件、21ページの公営住宅災害復旧工事、35戸分で3,500万円が計上されておりますが、既に長谷あたしのひどく住宅が被災したところなんか、半壊、全半壊みたいなのところもありますね。ああいうところも含めて修繕するんだと思いますけど、この方たちも避難生活も送っている方もおろうかと思えますね、あろうかと思えます。1カ月ないし2カ月の間でそういうところは復旧工事が済むんかどうか、そういうことになるんかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 災害弔慰金の関係でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律により、死亡した遺族に対しまして弔意のために災害弔慰金を支給するものでございまして、生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は250万円となっております。

そして、災害見舞金の関係でございますが、これは那智勝浦町の災害見舞金支給規定に係る見舞金でございまして、全壊の方に5万円、半壊の方に3万円、床上浸水の方に1万円を支給するものでございます。この見舞金につきましては、現在もまだ調査中でございますので、一応1,527件を見込んでおります。

災害弔慰金につきましては、生計維持者ということで16名500万円、そして11名が250万円で、8,000万円と2,750万円で、計1億750万円を計上させていただいております。

災害見舞金でございますが、10月14日現在で全壊が102で5万円で510万円、半壊で890件の3万円の2,670万円、床上浸水が535件で、これも今調査中でございますので、100件分は見込みでございます。残り150件ぐらい残っているというふう聞いております。それが1万円で535万円で、計3,715万円を計上させていただいております。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

[6番湊谷幸三君「議長、町長にお尋ねしたんですけど。次長、答えられんでしょう。答えられんと思う。このことについてどうのこの言わん言いやる。町長」と呼ぶ]

教育センターの件ですか。

町長寺本君。

先、建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 町営住宅の日数など、はっきり言うて今のところ何日かかるというのはわかりません。ただ、外構、外壁等余りやられているような様子はないと。床、畳とかドア関係、そういう関係であります。ふろに関しては、これは個人さんがつけた関係で、私とは余り関与してないというのであります。できる限り早い復旧をしていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

あの当時は津波の関係のことで議論したと思うんですけども、三川小学校で過去に水害で今の建物のとこでつかったというのは聞いてなかったところでございます。今回のような雨の場合にそういう、車つけたというぐらいのことは今後は担当者も台風とか、そういう降雨の場合は予想がつかますので、車の避難等はさせることはできようかと思えます。重要な書類についてはその上のほうに保管庫を変えていくような形にしていけばいいかなと、このように考えます。ただ、教育委員会の部局の中でやりますので、その辺は教育委員会のほうとも十分協議しながら今後進めてまいりたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 先ほど9番議員が質疑されておったのは、そういう技術的なことというんですかね、運用面でもってこうしたらええんやないかということでもって質問があったと思います。私は違うんですよ。そんなこと聞いてない。高いところから低いところへ持ってくというのはおかしいですねという話をしたと、この場で。8月の何日かにあそこへ行ったんでしょ。ほしたら、9月4日でもう被災したと。私から言えば、それ見たことかという思いがありますよ。だから、この経験を今後の行政運営に生かしますかとお尋ねしたんですよ。

あとのことについては、見舞金にしろ、住宅の補修にしろ、なるべく早く受益者に喜んでもらえるようにひとつよろしくお願ひしたいと思えますわ。

町長には今後の行政運営に生かしてもらえるかと、生かすんかとお尋ねしているところで。その点についてお聞かせ願ひたい。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように、今後そういう場所的なものとか、いろいろ今後やっていく場合にはそういうことは考慮して考えてまいりたいと思えます。ただ、今のところ教育委員会等の施設、費用の問題の関係で三川小学校を適地として選択したわけでございますので、それを動かすとか、今後そういうことはありませんけれども、今後の施設づくり等についてはそのことは十分考慮しながらやってまいりたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時38分 休憩

13時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第55号 平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（森本昇夫君） 日程第2、議案第55号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 議案第55号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,899万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,589万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入です。

款3繰越金、目1繰越金、補正前の額2,114万円に補正額659万円を補正し、計2,773万円とするものでございます。

款4繰入金、目1一般会計繰入金、補正前の額3,015万2,000円に補正額3,620万円を補正し、計6,635万2,000円とするものでございます。

款7国庫支出金、項1国庫補助金、目2簡易水道施設災害復旧費補助金、補正額3,620万8,000円を補正するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額138万2,000円を補正し、計9,511万5,000円とするものでございます。節3職員手当から節12役務費までは台風12号災害復旧に係

るものでございます。

款5 災害復旧費、目1 簡易水道施設災害復旧費、補正額7,761万6,000円につきましては、水害による市屋、下和田、浦神水源地の送水ポンプモーター取りかえ、電気設備の水源地復旧工事及び配水管修理に伴う工事費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ちょっとお尋ねします。

災害復旧費、ここは下和田とか下里とかと言うてましたが、この宇久井の簡易水道の水源地のこの周辺も大分傷んであるんですね。そこらあたしも一応この災害復旧費に置いてかんと、激甚災害の対象にならんと思うんで、ならんかもわからんで、やっぱりあそこもどのぐらいかかるかということをやっぴり詳細にこの際調査していくべきだと思いますが、その点についてどうお考えですか。

○議長（森本昇夫君） 水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 宇久井簡易水道部分の災害を受けた箇所についての復旧でございますけれども、高津気地区でも配水管一部が破損して、その復旧しております。この中の簡易水道復旧工事の中で対応していきます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 6番、いいんかい。

〔6番湊谷幸三君「はい」と呼ぶ〕

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いません、これ市屋の簡易水道と下和田と浦神ですか、市屋の水源、簡易水道から災害以前送水されていたとこと、ほんで市屋の水源が、簡易水道が復旧して、それ災害以降前は下和田から送水していた場所とか、そういうのがあったと思うんですけど、それ今はもうもとの通りに戻っているのか、それとも下和田からまだ市屋の送水しやった部分も送水しているのか、そういうことをお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 災害が起こったときに一部市屋の部分を、下和田水源地から送っていた地区の部分を市屋水源地から送ったという経緯がございますが、今はもとどおりの復旧の水源地から送水しております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第56号 平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（森本昇夫君） 日程第3、議案第56号平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 議案第56号平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,235万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入です。

款3繰入金、目1一般会計繰入金、補正前の額3,650万2,000円に補正額203万円を補正し、計3,853万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出です。

款3災害復旧費、目1下水道施設災害復旧費203万円を補正するものでございます。節区分15工事請負費203万円につきましては、那智山勝浦線県道崩落及び那智山地区内の下水道管修理に伴う工事費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第57号 平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（森本昇夫君） 日程第4、議案第57号平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 議案第57号平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、平成23年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額3億2,670万7,000円に補正予定額3,500万円を補正し、計3億6,170万7,000円とするものです。

第2項営業外収益、既決予定額298万7,000円に補正予定額3,500万円を補正し、計3,798万7,000円とするものでございます。

支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額2億6,846万6,000円に補正予定額1億108万4,000円を補正し、計3億6,955万円とするものです。

第2項営業外費用、既決予定額3,163万円に補正予定額1億108万4,000円を補正し、計1億3,271万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,929万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額332万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,715万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,881万6,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款資本的支出、既決予定額8,494万6,000円に補正予定額978万円を補正し、計9,472万

6,000円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額5,665万8,000円に補正予定額978万円を補正し、計6,643万8,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)、職員給与費、既決予定額5,763万7,000円に補正予定額180万円を補正し、計5,943万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入です。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目3国庫補助金、補正予定額3,500万円は上水道施設災害復旧費補助金です。災害復旧費7,000万円の国庫補助率は2分の1です。

支出です。

款1水道事業費用、項2営業外費用、目4災害復旧費、補正予定額1億108万4,000円を補正するものでございます。節1手当から節4雑費までは災害復旧に係るものでございます。節区分5の工事請負費9,838万5,000円のうち、説明欄の応急復旧管布設工事7,000万円につきましては、市野々水系の送水管である鑄鉄パイ300ミリが市野々、井関、川関、3地区で破損し、那智地区に送水を行うためポリエチレン管パイ200ミリ、L1,445メートルを仮設配管しております。また、陰陽の滝付近の土石流により市野々浄水場の取水能力が落ちたため、天満中村、那智の郷地区に太田川水系から送水を行ったことにより、天満中村、那智川沿いの県道埋設の石綿管パイ300ミリが破損したため、ステンレス管パイ150ミリ、L640メートルを仮設配管しております。説明欄下の上水道災害応急復旧工事2,838万5,000円につきましては、市野々、井関地区の配水管破損によるポリエチレン管の仮設、また給水管の修理でございます。

5ページをお願いします。

資本的収入及び支出、支出です。

款1資本的支出、項1建設改良費、目3災害復旧費、補正予定額978万円を補正するものでございます。これは上水道災害調査設計委託でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 陳情受理番号23年2 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への
意見書の提出を求める陳情書（総務常任委員会審査報告）

日程第6 陳情受理番号23年3 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への
意見書の提出を求める陳情書（総務常任委員会審査報告）

○議長（森本昇夫君） 日程第5、陳情受理番号23年2 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置
に関する国への意見書の提出を求める陳情書（総務常任委員会審査報告）及び日程第6、陳情
受理番号23年3 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求め
る陳情書（総務常任委員会審査報告）を一括上程議題とします。

総務委員長からお手元に配付のとおり、陳情受理番号23年2及び23年3について陳情審査報
告書が議長あてに提出されておりますので、局長から朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） それでは、朗読いたします。

〔請願受理番号23年2、23年3 報告書朗読〕

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 本件について一括して委員長の報告を求めます。

10番山縣君。

○総務常任委員長（山縣弘明君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

10月4日午前9時40分より、出席者は左近、東、下崎委員と私、山縣の4名です。

議件は、8月31日に勝浦漁業協同組合、9月1日には宇久井漁業協同組合からそれぞれ提出
され、9月26日に開かれた議会において当委員会に付託された漁業用軽油にかかる軽油引取税
の免税措置に関する国への意見書の提出を求める陳情書についてであります。

先般配付された陳情書のとおり、それぞれ提出された陳情書の趣旨はともに漁船に使用する
軽油引取税の免税措置の恒久化であり、その趣旨が同一であることから各委員より両方に対す
る意見を同時に求めました。

この軽油引取税は昭和31年に地方税、道路目的税として創設されましたが、平成21年度税制
改正により目的税から普通税に移行されたことから、現在旧法で規定されていた課税免除は平
成24年3月31日までで期限切れとなってしまう特例措置であります。この軽油引取税の免税措

置が期限切れによって廃止された場合、農業、水産物価や鉄道運賃等が値上げされるなど、その従事者はもちろん国民生活にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。各委員からは既にその趣旨を理解していただいている様子で、特に質問もなく、総務常任委員会としてはこの陳情書を採択すべきものとして決しました。

以上、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 委員長に対して一括して質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

陳情受理番号23年2について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情受理番号23年2について委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

なお、陳情受理番号23年3はただいま採択されました陳情受理番号23年2と同一趣旨であり、議決を必要としないので、本件についても同様に採択されたものとみなしたいと思いません。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本昇夫君） 日程第7、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） お手元に配付しております陳情文書表をごらんください。

〔陳情文書表及び陳情書朗読〕

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいま局長朗読のとおりです。

陳情文書表のとおり、陳情受理番号23年4については新病院建設調査特別委員会に付託しま

す。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（森本昇夫君） 日程第8、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務、厚生、経済、建設の各常任委員長及び議会運営委員長からその所管の事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申し入れが議長あてに届いております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、次の定例会までの継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、次の定例会まで継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 意見書第1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の減免措置に関する意見書（案）について

○議長（森本昇夫君） 日程第9、意見書第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の減免措置に関する意見書（案）について議題とします。

局長から意見書案を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

お手元に配付しております意見書（案）としているものをごらんください。

〔意見書第1号朗読〕

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） ただいま朗読のごさいましたとおり、先ほど御説明させていただきました委員会に付託された2件につきまして、それぞれが漁船に使用する軽油引取税の免税措置の恒久化という内容でございました。この件につきまして、当議会からこちらに記載されておりますそれぞれ内閣総理大臣以下のところまで意見書として提出いたしたいものと考えております。議員各位の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 提出者に対して質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書第1号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議員派遣について

○議長（森本昇夫君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、和歌山県町村議会議長会主催の研修会に議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については、議長に委任することに決定しました。

休憩します。

休憩のときに新病院の特別委員会、さらには議会運営委員会を持ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時34分 休憩

15時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

お諮りします。

発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び陳情受理番号23年4那智勝浦町立温泉病院移転に関する陳情（新病院建設調査特別委員会陳情継続審査要求）を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び陳情受理番号23年4那智勝浦町立温泉病院移転に関する陳情（新病院建設調査特別委員会陳情継続審査要求）を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（森本昇夫君） 日程第11、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長より発議第3号を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

〔発議第3号朗読〕

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 提出理由を述べさせていただきます。

提出理由はまずここに台風12号によると書かれているとおり、台風12号による災害の復興財源及び津波避難路の整備費用とするためということです。この津波避難路というのは、地震、津波というのはこうしている間にでもいつ起こり得るかもしれません。そのためにはこの復興も大事ですけど、それと並行して進めていかないといけない事業と私は思うております。そのために津波避難路の整備、それも加えさせていただきました。

そして、私も被災したんですが、小さな小学生の女の子が長靴を履いてその復興の作業をしているところとか、それを見たり、また昨日井関でしたかね、の人で岩淵さんという78歳の方、その人が中学生のお孫さんを災害で亡くされた。その中、その78歳の方がユンゴに乗り、またそれで地元の復興のために無償でボランティアで頑張ってくれたと。ほんで、それを聞き、私もその告別式に参らせていただいたんですが、そのとき息子さんの言葉でお父さんが昼になっても帰ってこんと。そして、携帯で電話させてもらったそうです。ほんで、携帯で電話すると、鳴るけど出やんと。午前中に仕事していたところへ行くと、電話は鳴るけど出やん。その電話の音の音をたどっていくと、亡くなられてあったと聞きました。それから、いろん

なこともあって、私はこんなにまでしてくれているのに、我々議員として住民に、被災している方に議会も頑張っているんやという形を示したかったんですよ。襟を正すというたら、ちょっと語弊があるかもわからないですが、我々もそのためにできるだけ協力できることはないかと思ひ提案させていただきました。どうかよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 提出者に対し質疑を許可します。

9 番田中君。

○9 番（田中 植君） ただいまの提出者の理由として復興財源及び津波避難路に対する整備事業について期末手当を充てるというふうな御意見でございましたが、本町の財政が非常に厳しいとか、もうこれは職員の給料も何%は思い切ってカットせないかんとか、それはもう議会の議員の報酬もカットせないかんとか、そういうふうな状況であれば、これはこういうことについては必要やないかなあというふう思うんです。

私は、基本的に議員の報酬というのは議員の活動費だというふうに認識しております。議員活動というのはこういう災害があって、大変町民の皆さんが苦しんでおるときにいかに我々が地域へ飛び出して、またいろんな方面に向かってお願いをしたり、地域のために働くかということについては大事なことだというふうに考えております。そらあ、私前回12番議員がこの問題について、報酬カットについて提出されたときに、議員活動を基本的に報酬なしでもいけるんやというふうな方向であれば、それを積み立てしておいて、議員やめるときにどっかへ寄附したらいいというふうな意見も述べさせてもらったというふうに思うんです。私は手前、私のことで非常に失礼な話かもわかりませんが、今回この議会終わったら国のほうへ上京しまして、文科省とか、国交省とか、お礼にも行ったり、いろいろする費用も要るんです。これ行くことになったんです。きょうも電話かかってきて、一遍出てこいということで電話いただいております、どうしても出ていかないかと。そういうふうな状況にあるんです。だから、議員個々にそういう活動をして、議員報酬に対しては町民の皆さんに温かい手当をいただいております、それは十分活用したあり方が僕は正しいんやないかなというふうに思ってますんで、この問題についてはいかなもんかなあというふうに考えております。よって、この件については反対ということで。

〔「質疑やで、今」と呼ぶ者あり〕

そんで、そういうことで、ちょっと言葉によってしもうたんで申しわけないけど、12番議員にそういうことで、あなたの考えはどう思っておられるか、ひとつお尋ねしたいなというふうに思っております。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） お答えさせていただきます。

私は議員活動費に至っては前にも述べさせていただいたときとまるっきり今でも同じなんです、期末手当に関しては私は別に期末に限って活動費がふえるわけやないと思うて、毎月いただいている活動費で十分やっていけると。基本的に前議員の蜷川さんも言っていました、ボランティアと考えております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 先ほども申し上げましたけど、期末手当をいただくなくてもいいというふうな判断される方は、それは個々の気持ちでございますんで、それはそれで、先ほども申し上げましたように、それはもういただいてそれを供託して、議員やめるときにどっかへ寄附していても、それも一つの方法だと思うんで、余りこれをほかの人も巻き込んでする必要はないんじゃないかなあというふうに、こう思います。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そういうて今9番議員の提案、前回私も考えてないときにそういう提案いただきまして、私も実際改めて考えてみますと答えたと思います。そして、やはり私も、それからいただいた期末手当に対してはためることはようしませんでした。現実的に決められてやると、何でしょうかね、できますけど、現実的には申しわけないですけど、僕もようませんでした。これでどうお答えしたらええんかわからんでしょうけど、ほんでこの台風12号でこのような被害、この我々の期末手当で復興の、那智勝浦町の負担する金額には到底及ばないのは当然僕も理解しております。しかしながら、少しでも町民のためになると、確実に町民のためになるものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 町民のためということについては、私先ほども申し上げましたように、個々の議員の考え方があると思うんです。だから、それはそれで僕はよしということじゃないかというふうに思うんです。だから、その点についてはまだ質疑される方もおられると思うんで、私の意見についてはこの辺で、私の意見としてはそうですから、そういうことで理解していただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 引地議員にお尋ねいたします。

引地議員と東信介議員は以前、去年ですか、9月に第3回定例会だったと思いますね。そこでまた同様の発議をされたと。そのとき行財政改革のためということで、あとは皆同じでしたね。今回は水害があった直後であるんで、またこういうことを、また違うことでもって発議されるということですね。

それで、引地議員も御承知かと思えますけれども、この4人の方御承知かと思えますけれども、決算審査いたしましたね、きのう。この中で財政的な指数、これはいろいろな要件がありまして、当局だけの努力ではないと思います、制度的なものもありまして、向上してあるんですね。財政的には余裕があるということは御承知されたと思いますわ。そして、きょうのこの補正予算の審議の中でもおわかりのように、お金がないから復興が進まないということではありませんね。調査しなければならない項目が多いんで、復興がこの程度、14億円。水道や下水道も入れて16億円何がし、17億円足らずの予算でもって復興を、まず復興に取りかかるということですね。この中にお金がないんだという話は全然ありませんでしたね。そういう状況の中

でなぜ議員の期末手当を減額して復興に当たらなければならないのかと。ほかにもやることいっぱいあるでしょう、議員として。

このことについては、歳費の削減については引地議員が今度、私も聞きましたが、あなた、太田でもって街頭演説しているのを聞きましたが、これはあなたの公約でしょう。このときは復興財源も避難路も言うてませんでしたね。復興はもちろんする必要なかったし。こういうことについてまずお尋ねしたい。このことについてのお考えをお尋ねしたい。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） お答えします。できるだけ質問されたことを確実に答えるように頑張ってみます。

予算上、余裕がないわけではないということに関しては、先ほど8番議員の質疑の中でもこれからおおよそ那智勝浦町で災害復興にかかるお金は約100億円ぐらいと聞きました。当然僕もこの災害が起きて、すごいお金が要るやろうと。それに対して、幾ら激甚指定されても100%国から補助がもらえるわけやないと。そして、これからまだ災害の状況をこれから調べたときによってはもっと金額がふえるかもわからんと。そういうときにやったら、うちの那智勝浦町の財政調整基金でもう今度使ったので、あと10億円はないと思うんですよ。ほんで、そういう中、少しでも財源のお役に立てればと。当然楽なわけでは絶対ないと思います。ほんで、このような提案させていただきました。

そして、選挙の公約と言われたときに、そのときは確かに災害は起きてありませんでした。当然期末手当に関して、僕は期末手当はなかって議員はできると言いました。そして、津波の避難路に関しては、僕そのときも公約で、財政上のことを考えると、すぐ大きな津波タワーとか、そんなん建てる予算はない。だから、すぐ避難路の工事に着手する必要があると新聞にも答えたと思います。

そして……。ほかにどのような質問があったですか。いいですか。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 引地議員、こういうものを提出するときはもうちょっと、財政調整基金を6億円らという話はナンセンスな話ですよ。私もきちっとした数字は今持っておりませんがね。ほんで、3億円財政調整基金から繰り出したんでしょう。ほして、当初予算でも2億円ぐらいは取り崩したんちゃいますか。6億円なんて、3億円もありませんよ、それは。やっぱりきちっと調べてきて、きちっとした理解をして、そして出してくると、答弁すると。答弁ですんでね。当局だけが間違えた答弁したらあかんということはないんですよ。我々も答弁側に立ったときはやっぱり正確な答弁をしないとあかんということですよ。

それで、前回私この議会費の関係についても、その当時ですよ、去年ですよ、21年度の決算でもって議会費1.5%やというお話もしたと思いますわ。で、いろいろな努力がありまして、22年度は今度1.1%でしょう、構成比が。来年になったら、議員定数も2人減らしましたんで、あなた、そのとき反対したでしょう。私、700万円ぐらいの、七百何十万円の減額になるんっちゃうかという話もしましたよ、提案理由で。12月議会で私は田辺へ入院してあったのを

押して採決に参加したんですよ。そのとき、2人減らして700万円、七百数十万円の議会の減額になると。それ以上になると思いますけどね。需用費とか、いろんなものが減りますんで。それでもって、もし、23年度決算が来年の9月議会でされると思いますわ。そのときはずっと減ってますよ、議会費も。そういうふうにして努力してあるんですね、皆。議会全体が。この中の大方の方、そのとき削減については反対したんちゃいますか。私は削減理由は議会費の削減ということで提案したんですよ。矛盾ありませんか。その点についてお伺いしたい。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 私、そのとき質疑にも討論にも立たなかったと思うんですけど、僕はそのときは6番議員さんの議員定数減らすやつには反対させていただきました。それというものの、私の考えはそのときは討論で述べなかったと思うんですけど、議員定数を下げるべきでないと。それよか議員の報酬を下げて、2人減らして減る分を僕は報酬で減らしてもええんやないかという考えがありましたから、6番議員さんの議員定数を減らすというのにはよう賛同しなかったわけです。よろしいですか。

〔6番湊谷幸三君「議会費のことをちょっと」と呼ぶ〕

議会費は、うちの議会も努力して、ほかの自治体の平均よりか少ないと思うております。しかしながら、それに関しては別にほかの自治体どうのこのやなしに、さらなる努力をしてもよろしいかと思えます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そらあ限りなく0にしたほうがいいというような議論もあるかもしれませんが、やはり報酬とか給料とか賃金とかというのはある程度相場というのはあると思いますわ。近隣の、近隣と比べてどうかとか。昔我々入ったころは議会費は予算の1.7%を超えんようにせなあかんでと、議会費をという話で、そこらあたしを超えんようにというのが議会でもっていろいろ議論されたところですね。だけど、今は小さな自治体だと2.5とか、我々の歳費より少ないとこであったとしても2.5とか、3とかというところもありますけれども、うちは22年度決算でもって1.1%と。来年になったら、もっと下がってあるやろうと思うんです。それだけの、というのは報酬の削減、期末手当の全廃についても、とどのつまりは議会費の削減ですので、同じことなんです。何も議員定数を削減するということは議員の数をただやみくもに減らしたらええということやなし、議会費を削減するに当たって2つありますね、議員歳費の削減、で議員定数の削減。その2つあって、どっちかをとるかということで、うちの議会では議員定数を削減してきたと。そして、また委員会手当を全廃してきたと、そして県外視察も3泊4日のところを2泊、最高でも2泊3日にしたと。そういう努力もしてきた。ここで今、この6月から議員定数12名にしたんですよ、7月から。2カ月たって、その削減するためにこの期末手当を全廃すると。そこまでせっぱ詰まっていますか。

それより、我々決算審査もしましたが、きのうまで。行政の無駄、行政のするほうは無駄やと思うてしてませんが、我々にとって無駄やないかというようなものも見受けられたでしょうが。そういうことを改善するように自分の感性をみがいてやるのも一つの方法やと思えます

ね。その点についてどう思いますか。

○議長（森本昇夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 私、前々から近隣市町村と比べるあれはないと、議員も那智勝浦町の議員であり、那智勝浦町の財布に応じた報酬もろうたらえんやと言うてきました。そして、那智勝浦町がそんだけ財政は近隣よか緊迫しているとか、そういうことは思っていない。しかしながら、人件費、物件費をいかに抑えることってというのは当然できるだけ住民に回せる住民予算がふえるということだと思っております。

〔6番湊谷幸三君「引地君の、感性をみがくということについては」と呼ぶ〕

感性をみがくということに関しては、なかなか頑張ってみたいと思うんですが、私の能力が衰えてるので、なかなか。自分なりに頑張っているつもりです。

〔6番湊谷幸三君「もう3回やの、3回。終わります」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この発議3号につきましては、今後慎重に審査、調査を深めることが必要だと思います。そのためにも報酬等に関する調査特別委員会の設置をお願いいたします。

以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 動議ですけども、ただいま質疑中で、質疑がなければ、その動議を採決したいと思いますので、質疑を続行したいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

3番議員、もう一度動議を発議してくれませんか。

〔6番湊谷幸三君「議長」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） はい。

○6番（湊谷幸三君） 会議規則では、動議が出たら、賛成者があって動議が成立したら討論を用いないで採決をするということになってあるでしょう。だから、今の動議が賛成者がありましたんで、すぐ採決をするというのが正しいやり方だと思いますが。そうはからっていただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結しましたので、再度一回、動議をもう一遍、発議をお願いします。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 動議です。

この発議第3号につきまして、今後慎重に審査、調査を深める必要があると思います。その

ため、報酬等に関する調査特別委員会の設置をお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） ただいま3番下崎君から本件について、報酬等に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

本件についての報酬等に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議を議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり、本件についての報酬等に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本昇夫君） 起立多数です。よって、本件について報酬等に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

お諮りします。

委員会の人数についていかがいたしますか。

〔6番湊谷幸三君「議長、一応議運を開いてひとつ諮っていただきたいと思いますわ。私、議運の委員長ですので、御相談しなきゃならないこともありますんで、議運を一遍開いて、そこでもってある程度ちょっと議論したいと思います」と呼ぶ〕

議長一任のことですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、人数等については議長に一任されました。

休憩します。

議運を持ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時01分 休憩

16時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

議員報酬に関する調査特別委員会については、人数は7人とし、2番荒尾典男君、3番下崎弘通君、6番湊谷幸三君、7番田中幸子君、9番田中植君、10番山縣弘明君、11番中岩和子君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、議員報酬に関する調査特別委員会については、人数は7人として、2番荒尾典男君、3番下崎弘通君、6番湊谷幸三君、7番田中幸子君、9番田中植君、10番山縣弘明君、11番中岩和子君を選任することに決定いたしました。

時間延長を行います。

[16時33分・時間延長]

休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時33分 休憩

16時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

議員報酬等に関する特別委員会の委員長並びに副委員長を局長から報告させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 議員報酬等に関する調査特別委員会委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に湊谷幸三議員、副委員長に下崎弘通議員。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 陳情受理番号23年4 那智勝浦町立温泉病院移転に関する陳情（新病院建設調査特別委員会陳情継続審査要求）

○議長（森本昇夫君） 日程第12、陳情受理番号23年4 那智勝浦町立温泉病院移転に関する陳情（新病院建設調査特別委員会陳情継続審査要求）を議題とします。

新病院建設調査特別委員長から、陳情受理番号23年4 について引き続き審査を行う必要があるため、次の定例会までの継続審査の申し出が議長あて届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、次の定例会まで継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

議員報酬等に関する調査特別委員会継続審査要求を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、議員報酬等に関する調査特別委員会継続審査要求を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議員報酬等に関する調査特別委員会継続審査要求

○議長（森本昇夫君） 日程第13、議員報酬等に関する調査特別委員会継続審査要求を議題としま

す。

議員報酬等に関する調査特別委員長から、審査終了までの継続審査を求める継続審査要求書が議長あてに届いております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、審査終了まで継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、審査終了まで継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時53分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

台風12号の甚大な災害に見舞われ、よもやの大惨事によってであります、その災害に不幸にも被災され、とうとい生命をなくされました26名の諸霊に対して哀悼の意を表し、衷心より謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

また、家屋の流出、崩壊等に、あるいは床上、床下浸水、家財の流出、田畑の冠水等の被害を受けられました方々に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

被災に対し各地、各団体、町内、県内問わず、県外の方々からも多大なる御援助、お見舞いをいただきました。特に、多くの方々のボランティアの御協力にまことにありがたく御礼申し上げます。

町長初め町職員は、自分自身のことを度外視して被災の処理作業に休日返上の上、昼夜従事いただいております。町長には職責とは申せ、多大な心労を抱きながら対策本部長として先頭

に立って総指揮をつかさどっておられることに頭が下がる思いであります。御苦勞さまでございます。

復興、復旧に関しては長期にわたることです。どうか職員の皆さんは体に十分気配りを持って、今後にも精励のほどお願いいたします。

さて、平成23年第3回定例会は9月6日から16日までの11日間の会期として当初予定をしておりましたが、大災害のため二転三転、会期の変更をいたしました。本定例会は平成22年度決算認定が主なことであります。事業の成果を示すものであります。また、議員固有の機能である一般質問は議員各位の自粛をいただきましたので、本日をもって終了することができました。

暑さも和らぎましたが、議員並びに当局の皆さんにおかれまして疲れを出さないように気遣いをしながら自愛いただき、御健康で町行政にさらなる力添えをくださいますようお願い申し上げます。

議員各位には決議いただきました議員派遣につきまして参加をお願いいたし、簡単ではございますけれども、閉会のあいさつとします。ありがとうございました。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

9月6日に開会しました平成23年第3回定例会は、台風第12号災害による復旧活動のため、たびたびの会期延長があり、本日終了となりました。

議員各位には審議日程の大幅な延長等御配慮いただきましたこと、まことにありがとうございます。

今回の台風第12号では多くのとうとい人命を失い、家屋や農地等にも大きな被害が出ました。また、水道、電気、電話等のインフラが長期にわたってストップし、道路、鉄道なども寸断されました。応急復旧は進められておりますが、本格的な復旧には相当に長い時間がかかる状況となっています。さらに、那智川沿いの地区では河床の上昇や土石流で不安定になった斜面が残っており、今後も大雨が降るたびに避難を準備する必要があるなど、被災住民には厳しい状況が続いております。

この間、野田首相を初め前田国土交通大臣、中川文部科学大臣など多数の御視察を受け、被災状況を御説明申し上げ、早々に激甚災害の指定をいただきましたが、今後はさらなる復旧活動、そして復興への道筋を確実な歩みとしていかねばなりません。そのため、助け合い、支え合う町、那智勝浦町として一つになり、この難局を乗り切るよう努力してまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

今議会におきましては、平成22年度各会計決算認定を初め災害復旧のための平成23年度補正予算等、上程された全案件には御可決、御同意を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

ちょうだいいたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、町政に反映させてまいりたいと考えます。

10月も後半になり、朝夕はめっきり涼しくなりました。議員各位にはくれぐれも健康には御

留意され、那智勝浦町の復活のためにお力添えをお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 森 本 曦 夫

会議録署名議員 下 崎 弘 通

会議録署名議員 湊 谷 幸 三